



厚生労働省北海道労働局発表  
平成 29 年 5 月 12 日

担  
当

厚生労働省 北海道労働局労働基準部監督課  
課 長  
主任監察監督官  
電話 011-709-2311 (内線 3541)

報道関係者各位

## 64.1%の事業場に対し労働基準関係法令の是正を指導 ～平成28年に実施した監督指導の取りまとめ結果～

北海道労働局(局長 引地 睦夫)は、この度、平成28年に管下17労働基準監督署・支署が実施した監督指導( )の結果について、以下のとおり取りまとめましたので公表します。

北海道労働局では、平成29年度の重点対策として「誰もが安心して働ける環境づくり」の実現をかね、今後とも関係法令の周知徹底を図るとともに、法定労働条件上の問題点を有する事業場に対して効果的な監督指導を実施してまいります。また、重大又は悪質な事案については、司法処分を含め厳正に対処します。(資料2 平成29年度北海道労働局労働基準部行政運営方針)

### 1 監督指導結果の概要(資料1の1)

(1) 何らかの労働基準関係法令違反が認められた事業場は、監督指導を実施した5,162事業場のうち3,307事業場(64.1%)でした。

(2) 主な違反事項は、

危険な作業をさせていたなどの <u>安全基準</u> に関するもの	<u>1,084件(21.0%)</u>
違法な時間外労働など <u>労働時間</u> に関するもの	<u>1,060件(20.5%)</u>
賃金不払残業など <u>割増賃金</u> に関するもの	<u>679件(13.2%)</u>
<u>健康診断</u> に関するもの	<u>605件(11.7%)</u>
<u>労働条件の明示</u> に関するもの	<u>367件( 7.1%)</u>

などでした。

### 2 業種別の違反状況(資料1の2)

(1) 違反事業場比率の高い業種は、運輸交通業79.4%、製造業73.9%、保健衛生業66.8%でした。

(2) 主な業種の違反事項は、

製 造 業	<u>労働時間325件(31.8%)</u> 、 <u>安全基準317件(31.0%)</u> 、 <u>衛生基準239件(23.4%)</u>
建 設 業	<u>安全基準600件(29.8%)</u> 、 <u>労働時間 99件( 4.9%)</u> 、 <u>割増賃金 75件( 3.7%)</u>
運輸交通業	<u>労働時間196件(49.1%)</u> 、 <u>割増賃金 80件(20.1%)</u> 、 <u>健康診断 79件(19.8%)</u>
商 業	<u>労働時間139件(21.5%)</u> 、 <u>割増賃金101件(15.6%)</u> 、 <u>健康診断 75件(11.6%)</u>

などでした。

( )労働基準監督官が行う事業場への立入調査等による是正・改善指導のこと

## 1 監督指導結果の概要

(1) 平成 26 年から平成 28 年の各年に、北海道内の 17 労働基準監督署・支署が実施した監督指導について、その実施事業場数、違反事業場数、違反事業場比率は表 1 及び 2 頁の図 1 のとおりです。

平成 28 年は 5,162 件のうち 3,307 件(64.1%)で労働基準関係法令違反が認められました。労働災害の危険性が高い機械・設備等に関する使用停止命令等の行政処分( 1) は 171 件でした。

監督指導実施事業場数は、概ね毎年 4,000～5,000 件程度、違反事業場比率は 65% 程度で推移しています。

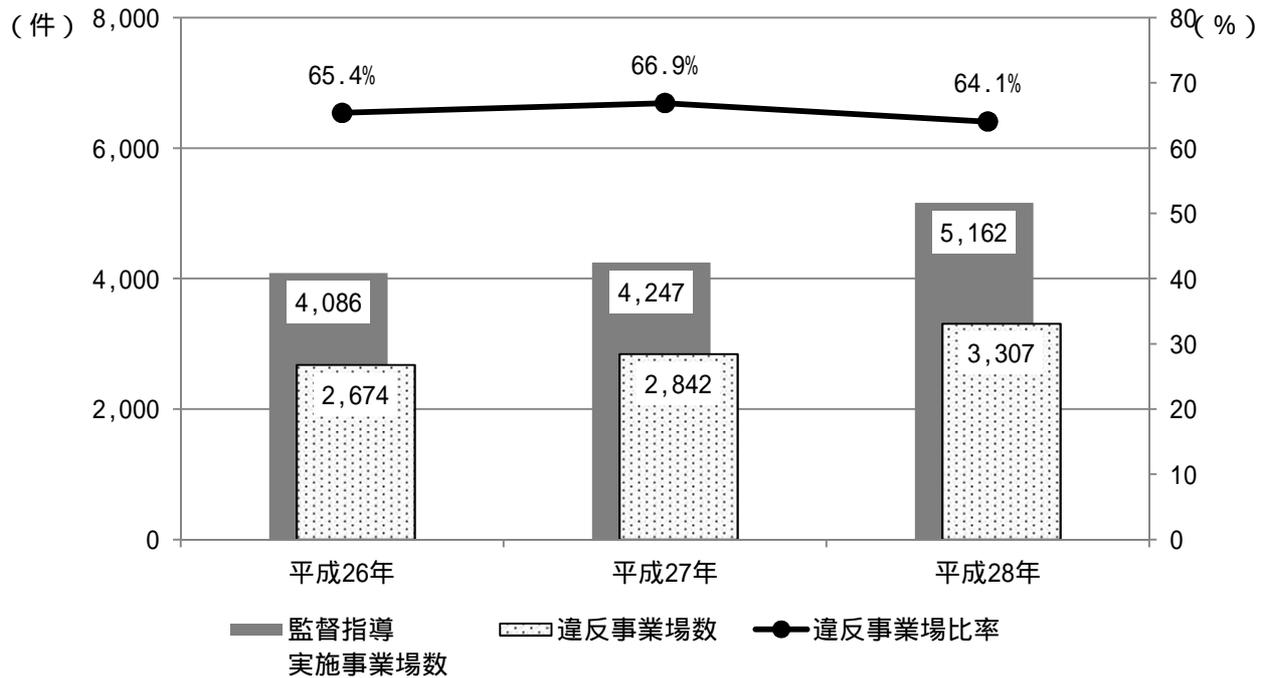
表 1 監督指導実施状況・法違反状況

年	業種	監督指導実施事業場数	違反事業場数	対使用事業場等処分	主な違反状況(労働基準法)			主な違反状況(労働安全衛生法)		
					15条	32 40条	37条	20～25条		66条
					労働条件の明示	労働時間	割増賃金	安全基準	衛生基準	健康診断
平成28年	全業種	5,162	3,307 64.1%	171 3.3%	367 7.1%	1,060 20.5%	679 13.2%	1,084 21.0%	312 6.0%	605 11.7%
	製造業	1,021	755 73.9%		115 11.3%	325 31.8%	189 18.5%	317 31.0%	239 23.4%	196 19.2%
	建設業	2,016	1,182 58.6%		25 1.2%	99 4.9%	75 3.7%	600 29.8%	30 1.5%	46 2.3%
	運輸交通業	399	317 79.4%		47 11.8%	196 49.1%	80 20.1%	40 10.0%	7 1.8%	79 19.8%
	商業	648	343 52.9%		54 8.3%	139 21.5%	101 15.6%	41 6.3%	28 4.3%	75 11.6%
	保健衛生業	259	173 66.8%		16 6.2%	66 25.5%	63 24.3%	3 1.2%	3 1.2%	50 19.3%
	接客娯楽業	296	178 60.1%		50 16.9%	84 28.4%	74 25.0%	7 2.4%	0 0.0%	56 18.9%
	その他	523	359 68.6%		60 11.5%	151 28.9%	97 18.5%	76 14.5%	5 1.0%	103 19.7%
平成27年	全業種	4,247	2,842 66.9%							
平成26年	全業種	4,086	2,674 65.4%							

( 1) 機械の回転軸に安全カバーが設けられていない、足場に手すりが設けられていないものなど、労働災害発生の危険性が高い機械・設備に対して、労働基準監督官がただちに機械等の使用停止や作業禁止などを命ずる行政処分のこと。

( 2) 業種は、監督指導実施事業数が 100 を超えるものを掲げた。

図1 監督指導実施事業場数等の状況



(2) 主な違反事項別の違反事業場数等は図2のとおりです。労働災害の防止等に係る安全基準に関するものが1,084件(21.0%)、長時間労働の抑制等に関連する労働時間に関するものが1,060件(20.5%)と多く、次いで割増賃金に関するものが679件(13.2%)、健康管理に関連する健康診断に関するものが605件(11.7%)となっています。

図2 主な違反事項別の違反事業場数等の状況

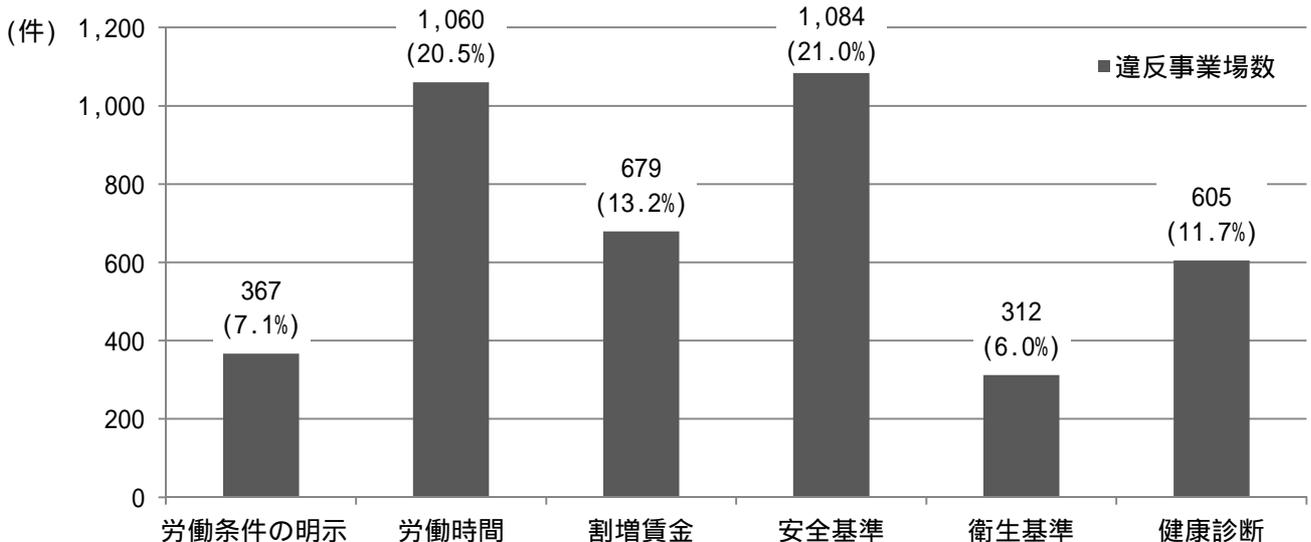


表2 主な違反事項の態様

違反事項	主な態様
労働条件の明示 (労基法 15 条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働契約締結の際に、賃金・労働時間等の労働条件を書面交付により明示していない。</li> </ul>
労働時間 (労基法 32・40 条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 年単位の変形労働時間制等の労使協定の締結・届出なく法定労働時間(1 週 40 時間又は 1 日 8 時間)を超えて労働させている。</li> <li>時間外労働に関する協定(3 6 協定)の締結・届出がないのに、労働者に法定労働時間を超えて時間外労働を行わせている。</li> <li>3 6 協定の締結・届出はあるが、協定の範囲を超えた長時間の時間外労働をさせている。</li> </ul>
割増賃金 (労基法 37 条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>時間外労働・休日労働・深夜労働に対して、法定の割増賃金を支払っていない。</li> <li>割増賃金の算定基礎に必要な手当を含めていない。</li> </ul>
安全基準 (安衛法 20～25 条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>開口部に墜落防止用の手すり等を設けていない。</li> <li>機械に有効な安全装置を設けていない。</li> <li>機械を停止しないで清掃、修理作業等を行わせている。</li> </ul>
衛生基準 (安衛法 20～25 条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定化学物質や有機溶剤等を取り扱う事業場において、取り扱い上の注意事項等を掲示していない。</li> <li>特定化学物質や有機溶剤等の発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けていない。</li> <li>粉じん作業において、必要な呼吸用保護具を使用させていない。</li> </ul>
健康診断 (安衛法 66 条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>常時使用する労働者に対して、1 年以内ごとに 1 回、定期的に健康診断を行っていない。</li> </ul>

## 2 業種別の違反状況

### (1) 概要

主な業種別の監督指導実施状況・法違反状況等は4頁の図3、図4のとおりです。労働災害による死傷者数は年間6,000人台半ばで一進一退を繰り返しており、労働災害防止、化学物質による健康障害防止等のため、建設業、製造業をはじめとする工業的業種に対する監督指導が多くなっています。

商業などの第三次産業や運輸交通業に対しては、働き方改革の柱の一つである長時間労働の抑制や賃金不払残業の防止をはじめとする法定労働条件の履行確保を図るため、多様な業種に対して監督指導を実施しています。

図3 主な業種別の監督指導実施状況・法違反状況

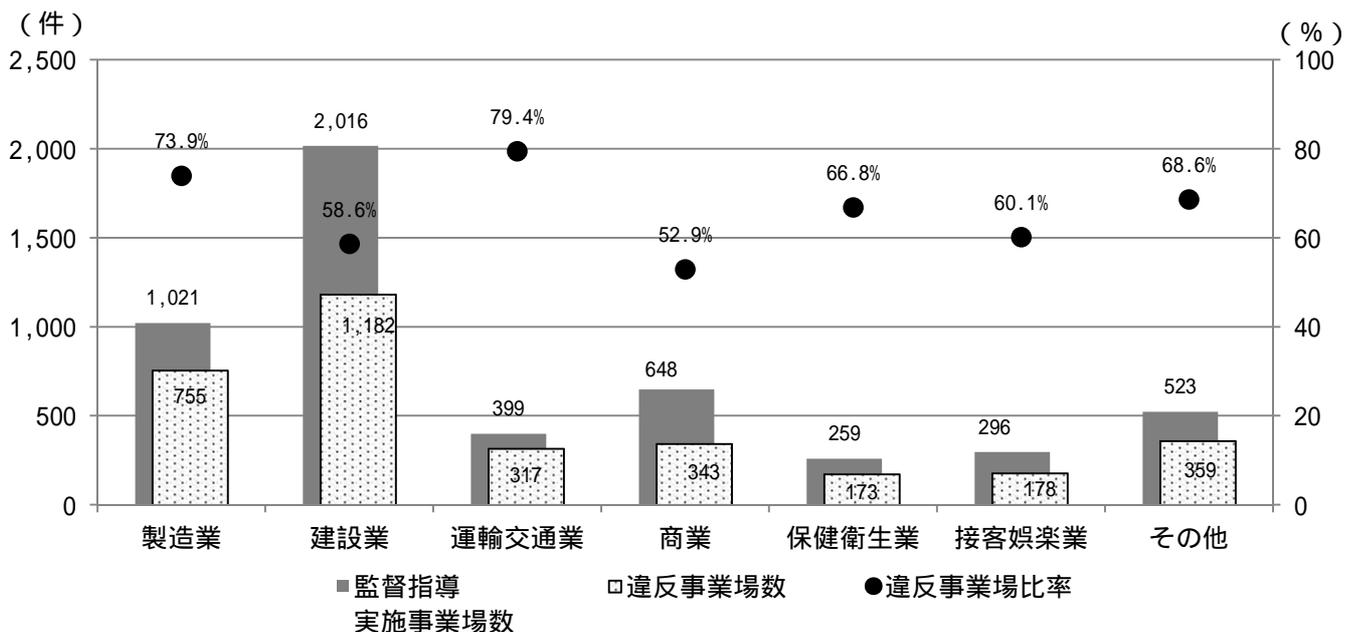
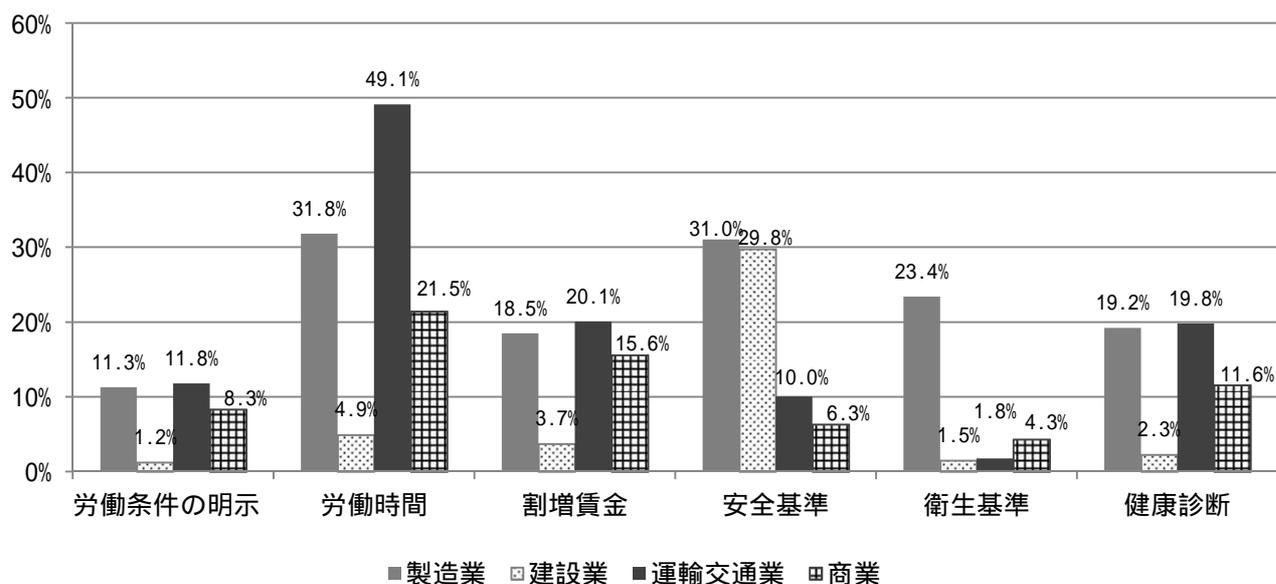


図4 主な業種別・違反事項別違反事業場比率



(2) 製造業

長時間労働の抑制等に関連する労働時間に関する違反と、機械・設備等の安全基準に関する違反がともに約31%と多く、次いで、衛生基準に関する違反となっています。

(3) 建設業

建設業については、労働災害防止を目的として工事現場への監督指導を重点的に行っており、違反事項としては、足場、開口部等からの墜落防止措置、建設重機の安全措置等に係るものなどの安全基準に関するものが多くなっています。その要因として、元請が下請に対して必要な指導を行っていないこともあげられ、その点の指導も併せて行っています。

(4) 運輸交通業

長時間労働の抑制等に関連する労働時間に関する違反が約 49%と特に多く、次いで賃金不払残業等に関連する割増賃金と健康診断に関する違反が約 20%となっています。

(5) 商業

長時間労働の抑制等に関連する労働時間に関する違反が約 21%と最も多く、次いで賃金不払残業等に関連する割増賃金に関する違反が多くなっています。